

諮問書

保子児第50号

平成22年6月18日

子どもを共に育む京都市民憲章
推進条例制定検討委員会委員長 様

京都市長 門川 大作

子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例（仮称）に
盛り込むべき基本的事項について（諮問）

次のとおり諮問しますので、審議の上、答申してください。

記

子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例（仮称）の制定に当たり、条例に盛り込むべき基本的事項について

(諮問理由)

少子長寿化を背景に、地域や家庭の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境は著しく複雑かつ多様化しており、児童虐待をはじめとして子どもたちの人権が尊重されず、また、子ども自身が自尊感情を持たず、命を軽視する傾向があります。さらに、利便性や利益を優先する社会風潮は、健やかな子どもの育ちに弊害も及ぼしています。こうした状況に対応していくためには、親自身が親としての自覚を持つとともに、地域で子育てを支えあう風土づくりを進めることが重要となります。

そこで、京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力に依拠しつつ、子どもを健やかにはぐくむため、市民の心意気を行動で示すことが必要であり、このような状況を背景に、親として市民として、更には企業として、行動のあり方を具体化する「子どもを共に育む京都市民憲章」(以下「憲章」といいます。)が平成19年2月5日に制定されました。

制定から約3年の間、様々な市民活動が実践されており、着実に市民の行動の輪は広がりを見せてきています。しかし、憲章の存在自体を知らない市民も多く、まだまだ一人一人の市民にまで浸透していないのが現状といえます。また、依然として父親の育児参加の機会が少なく、母親の子育てに対する不安や負担感、孤立感が多くあることや、児童虐待についても後を絶たないなどの状況があります。

こうした状況のもと、憲章を推進する条例の制定に向けて、多くの市民の知恵と熱意を結集した「人づくり21世紀委員会からの新たな提言」が出されるなど、子どもを取り巻く現状に対して危機意識を抱き、子どもの健やかな育ちを支えるために、憲章の普及や実践行動の広がりを飛躍的に加速させる必要があるという機運が市民の間に高まっています。

このため、憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、家庭、地域、学校、企業、行政など、社会のあらゆる場における実践行動の輪の広がりを推進するため、「子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例(仮称)」を制定するに当たり、条例に盛り込むべき基本的事項について御審議いただきたく、諮問致します。